

山梨県公報

第二千六百五十七号

平成二十八年

十二月八日

木曜日

目次

- 告示
保安林の指定の予定……………九一九
- 公告
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………九一九
公安委員会
落札者の決定について……………九一九
その他……………九一九
- 告示
土地収用法施行令に基づく公示送達(二件)……………九二〇

告示

山梨県告示第三百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十八年十二月八日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 保安林の所在場所 大月市賑岡町畑倉字ホリ八五三、八五六、字小和田向八四三の三、八四九の三

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦

覧に供する。)

公告

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十八年十二月八日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 笛吹市石和町山崎字古屋舗四十三の三、四十三の四、四十三の五、四十五の一、四十五の二、四十五の三、四十五の四、四十五の五、四十五の六、四十五の七、四十五の八、四十五の九、四十五の十、四十九の一、四十九の二、四十九の三、四十九の四、四十九の五、四十九の六、四十九の七、五十の一、五十の二、五十一の一、五十一の二、五十一の三、五十一の四、五十一の五、五十一の六、五十一の七、五十一の八、五十一の九、道及び水の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 公園 水路 河川	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市蓬沢二丁目二番一号 小澤輝

公安委員会

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年十二月八日

山梨県警察本部長 近藤 尚

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
- (一) 名称 運転免許ファイリングシステム
- (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
- (一) 名称 山梨県警察本部交通部運転免許課
- (二) 所在地 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地
- 三 落札者を決定した日 平成二十八年十月二十五日
- 四 落札者の名称及び住所
- (一) 名称 I B J L 東芝リース株式会社
- (二) 住所 東京都港区虎ノ門一丁目二番六号
- 五 落札金額 九千五百六十四万四千八百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十八年九月十五日

その他

● 土地収用法施行令に基づく公示送達
 土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第五条第二項の規定により、次のとおり公示送達を行う。
 なお、送達すべき書類は、山梨県収用委員会事務局(山梨県県土整備部県土整備総務課内)に保管してあるので、送達を受けるべき者にいつでも交付する。当該者が当該書類の交付を受けないときは、平成二十八年十二月二十八日の終了をもってその書類の送達があったものとみなされる。
 平成二十八年十二月八日
 山梨県収用委員会
 会長 深澤一郎
 一 事件名 一般国道百四十号改築工事(西関東連絡道路・山梨県山梨市大字万力字寺之前地内から同市大字万力字相干場地内まで及び同市大字東字荒神山内から同市大字東字下河原地内まで)並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事
 二 送達書の名称 平成二十八年十二月一日付け裁決書の正本
 三 送達を受けるべき者 別表のとおり
 四 公示送達に係る土地の所在及び地番 山梨県山梨市東字下河原六十八番三
 五 公示送達に係る掲示の事実

別表

番号	氏名	住所
1	窪田富泰	不明
2	高木富禧子	不明
3	野沢穰又はその相続人	不明
4	野沢くの	不明
5	野沢戸左エ門	不明
6	樋口金平	不明
7	不明(前嶋廣作の長女)	不明
8	須田絹子又はその相続人	不明

2 1 1 掲示されている場所 山梨県庁東側掲示板
 掲示を始めた日 平成二十八年十二月八日

● 土地収用法施行令に基づく公示送達
 土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第二項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、山梨県収用委員会事務局（山梨県県土整備部県土整備総務課内）に保管してあるので、送達を受けるべき者にいつでも交付する。当該者が当該書類の交付を受けないときは、平成二十八年十二月二十八日の終了をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成二十八年十二月八日

山梨県収用委員会

会 長 深 澤 一 郎

- 一 事件名 一般国道百四十号改築工事（西関東連絡道路・山梨県山梨市大字万力字寺之前地内から同市大字万力字相干場地内まで及び同市大字東字荒神山地内から同市大字東字下河原地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事
- 二 送達書の名称 平成二十八年十二月一日付け裁決書の正本
- 三 送達を受けるべき者 別表のとおり
- 四 公示送達に係る土地の所在及び地番 山梨県山梨市東字下河原八十一番三
- 五 公示送達に係る掲示の事実
 - 1 掲示されている場所 山梨県庁東側掲示板
 - 2 掲示を始めた日 平成二十八年十二月八日

別表

番号	氏 名	住 所
1	牧野是	不明
2	不明（窪田伊兵衛の四男）	不明
3	野沢健助	不明
4	不明（亡）山本徹の相続財産（ただし、相続財産管理人不明）	不明
5	窪田利一	不明
6	不明（亡）野沢勝利の相続財産（ただし、相続財産管理人不明）	不明
7	楠まゐの	不明
8	若宮て津	不明
9	若宮登久治	不明
10	若宮政利	不明
11	不明（吉住吉太郎の長男）	不明
12	磯村ロバート	不明
13	不明（末高岩次郎の長女）	不明
14	不明（末高岩次郎の次男）	不明
15	不明（末高岩次郎の参女）	不明
16	荻田政之助	不明
17	不明（荻田岩の長男）	不明
18	荻田朝雄又はその相続人	不明

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番